

東京都公報

発行
東京都

目次

- 特定計量器定期検査の実施(四件)……………
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(四件)……………
- 都市整備局都市づくり政策部緑地景観課……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………五
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可(二件)……………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……………八
- 生活保護法による介護機関の指定(三件)……………(福祉保健局生活福祉部保護課)……………九
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)……………一六
- 都道(首都高速道路)の供用開始……………(建設局道路管理部路政課)……………一八

告示(公)

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可の取消し(二件)……………

公 告

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………
……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………

正 誤

○平成三十年一月三十日付東京都告示第八十一号……………

告 示

●東京都告示第九十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定期間規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。
平成三十年二月二十三日

東京都計量検定所長 林 久美子

- 一 検査地域 荒川区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成三十年四月二日から同年五月十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関
の名称

●東京都告示第九十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定期間規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。
平成三十年二月二十三日

東京都計量検定所長 林 久美子

- 一 検査地域 中野区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成三十年四月四日から同年五月二十二日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。
(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。
- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会

使用の部分

平成二十六年東京都告示第四百四十二号の事業地のうち、江戸川区臨海町一丁目地内を削る。

●東京都告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十七年東京都告示第七十四号東京都計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年二月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業第三・三・百二十号江戸川二丁目公園

三 事業施行期間 平成二十七年一月二十三日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十九年東京都告示第四百五十一号東京都計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年二月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業第二・二・一 号平井公園

三 事業施行期間 変更なし

四 事業地 収用の部分

平成二十九年東京都告示第四百五十一号の事業地のうち、江戸川区平井二丁目及び平井三丁目各地方内において事業地を変更する。

使用の部分

変更なし

●東京都告示第九十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十三日

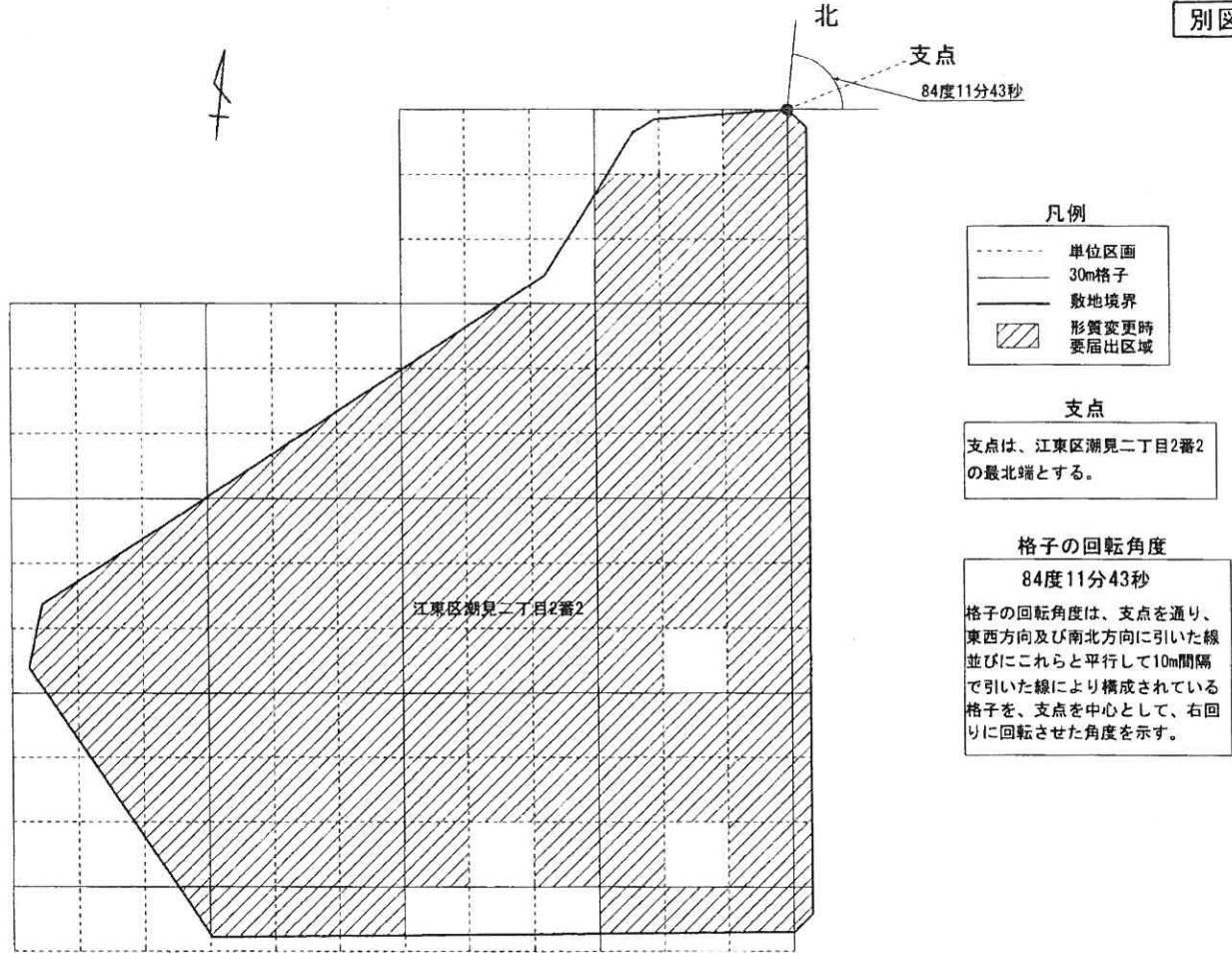
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区潮見二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素

及びその化合物並びにほう素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第二〇号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第七百七十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(練馬区東大泉二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去